

暮らしのガイド②

生活応援情報



市では、市民の皆さんの暮らしに役立てていただけるようにさまざまな支援制度を用意しています。

本冊子では、はじめて宮古市に転入してきた人にも役立つ「暮らしのガイド②～生活応援情報～」として、市民の暮らしを応援する取り組みや助成制度、補助制度を整理し掲載しました。目的別にジャンル分けしていますので、身近な分野あるいは興味のある分野から、まずは探してみてください。

すべてを詳細に紹介することはできませんので、概要を掲載しています。詳しく知りたいときはどうぞ遠慮なく担当部署に電話などでおたずねください。

また、市ホームページに掲載している支援制度などは、QRコードを付けたので、スマートフォンやタブレットなどから容易に詳細ページへジャンプしてご覧いただけます。

66～67 ページ
若者の学び・成長を応援します

68～69 ページ
子育てを応援します

70～71 ページ
健康・生きがいづくりを応援します

72～73 ページ
仕事・産業振興を応援します

74～75 ページ
住みよい暮らしを応援します

若者の学び・成長を

医師を目指す人を応援！
市の指定する医療機関に従事すれば返還免除

「医師等養成奨学資金貸付制度」



将来、市内の医療機関に医師や看護師として従事することを希望する人の就学費用を支援します。皆さんが安心して暮らすには、しっかりとした医療が整っていることが重要であることから、地域医療を確保し、住民の健康を守ることを目的としています。

- 概要 大学等在学時にかかる入学金や授業料などの費用を月額最大20万円貸し付けます。さらに、卒業後から始まる貸付金の返還については、その後の医療従事期間に応じて免除します。詳しくは下記の問い合わせ先へ。
- 対象者 医学生、看護学生
- 奨学金の種類
 - ①年度貸付金（授業料や入学金など）
 - ②月額貸付金（医学生は月20万円まで、看護学生は月10万円まで）
- 問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

高等教育を応援！
学業に励む学生を支援する

奨学金貸し付け



高校、専門学校、短大、大学へ進学する人に奨学資金の貸し付けを行います。この「宮古市奨学生」は、毎年4月に募集します。

- 概要 在学期間中に毎月一定の金額を無利子で貸し付けします（高校等は月額18,000円、大学等は月額50,000円）
- 対象となる要件 保護者が宮古市民であること、学資の支弁が困難であることなど
- 募集定員 ▶高校等＝5人程度 ▶大学等＝20人程度
- 問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎68-9116）

Uターン者を応援！
地元就職すれば返還免除

「定住化促進奨学資金返還免除制度」



宮古の将来を担う優秀な人材を確保するため、若者の宮古へのUターンを促し、定住化につなげようとする制度です。

- 概要 「宮古市奨学生」として在学中に貸し付けを受けた奨学資金を返還する場合、申請により年間返還金を免除します。1年ごとの申請が必要です。
- 免除を受けることができる人 宮古市奨学資金の貸付金の返還が始まる人または既に返還が始まっている人で、宮古公共職業安定所管轄区域内の企業・事業所に就労している人

特別支援教育就学奨励制度

特別支援学級に就学している子供の保護者に、学用品費、通学費、給食費、修学旅行費などの一部を補助します。

- 問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎68-9116）
- 



児童生徒の大会派遣支援

競技スポーツにおけるジュニア世代の育成のため児童生徒の全国大会などへの参加費を支援します。

- 問い合わせ 市教育委員会生涯学習課（☎68-9120）

応援します

お子さまの就学を応援！
小中学生の健やかな成長に

学用品費、給食費などを援助



●対象となる返還金 年間返還予定額の全額（上限額あり。また、納期限を過ぎた分は除く）

●問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎ 68 - 9116）

小・中学校に在学する児童・生徒のいる保護者が、生活保護を受けている世帯あるいはそれに準じると認められる世帯である場合に、学用品費などを援助します。

●援助の内容 学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費など

●申請方法 まずは、お子さまが通学している学校に相談し、家庭の経済状況などをお話ししてください。

●問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎ 68 - 9116）

児童生徒の成長促す事業を応援！
地域や民間が行う事業に助成

「宮古市教育振興基金補助金」



市内の小中学生の健康な体、豊かな心、確かな学力を育むことにより、生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成し、変化の激しい社会を生き抜く力を養うことを目的としている「宮古市教育振興基金」。この基金を活用する事業に補助金を交付します。

●対象者 市内に住所があるまたは市内に活動の本拠地がある団体、法人及び個人

●対象となる事業 次の①～③に該当し、年度内に実施・完了できるソフト事業

①健康な体を育む事業

（例）スポーツ教室、スポーツレクリエーション大会の開催など

②豊かな心を育む事業

（例）演奏会、楽器体験、ワークショップ、芸術などの体験講座、ものづくり体験、世代間交流の実施、読書活動の推進など

③確かな学力を育む事業

（例）講演会、自主学習の場の提供など

●補助金上限額 1事業あたり100万円

●対象とならない事業や経費 建物の建築や修繕工事、土木工事。実施団体の人的経費、通常の活動経費、家賃、備品など。営利を目的とした事業。

●問い合わせ 市教育委員会総務課（☎ 68 - 9114）

中学校の部活動の在り方に関する方針を策定

週2日以上、平日は2時間まで

市教育委員会では、成長期にある中学生が運動、食事、休養などバランスの取れた生活を送ることと、教職員の勤務負担軽減、多忙化解消を目的に、「宮古市における部活動の在り方に関する方針」を策定しました。平成30年度は試行期間、今年

度からは完全実施となります。定めた基準は、①週2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける、②活動時間は平日2時間、休日3時間以内、としています。

■問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎ 68 - 9118）



子どもの「困り」の相談には

こども発達支援センター

子どもの「気になること」、「困っていること」、などについて相談できるのが「こども発達支援センター」。電話での相談もできます。相談は無料です。

■問い合わせ こども発達支援センター（☎ 68 - 9117）



◆ 子どもを安心して産み、育てられる環境づくりのため、待機児童「0（ゼロ）」を目指して受け入れ体制の構築を支援するなど、子育て支援事業の推進に取り組んでいます。◆

在宅で子育てする人を支援！
保育施設を利用しない子育てに月額 15,000 円を支給

「在宅子育て支援金」



生後7カ月から満1歳までの幼児を保育施設などに預けないで家庭で子育てをすることを選択した家庭へ支援金を給付します。

- 対象となる要件 市内に住所があり、生後7カ月から満1歳までの児童を養育している親。両親（子どもの父母）の市民税所得割額が77,100円以下であること
- 支給額 1世帯あたり月額15,000円（最大6カ月分）
- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

家庭的保育事業所の開設を支援！
開設費用に最大270万円を補助

「家庭的保育事業所開設準備補助金」



家庭的保育事業を実施しようとする事業者に、保育環境を整えるために開設にかかる経費を補助します。

- 対象 家庭的保育事業所を開設する事業者。（※家庭的保育事業所は、児童福祉法に基づき、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が運営する保育施設をいいます）
- 補助額 事業所開設に必要な既存の建物の増改築などの経費に対して最大270万円
- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

保育士に支払う手当を支援！
賃貸住宅手当の支給に助成

「民間保育士住居費支援補助金」



保育士を雇用した市内の民間保育施設などが、賃貸住宅手当を支給した場合、その一部を補助します。

- 対象 民間保育施設
- 補助額 事業者が支給する住宅手当と家賃月額との差額の2分の1まで（1人当たり月額最大3万円）
- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

保育施設への就業を応援！
地元で就職すれば返還免除

「民間保育士奨学金等返済助成金」



奨学金などを利用して保育士資格を取得し、市内の民間保育施設などに就職した保育士に、奨学金などの返済金の一部を補助します。詳細な要件や対象となる奨学金の種類はお問い合わせください。

- 対象 奨学金などの返済を行っている人
- 補助額 年度当たり最大20万円（最長で5年まで）
- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

保護者の帰りが遅い児童に

放課後の学童保育

保護者が仕事などで帰りが遅い家庭の小学生を対象に、授業終了後、「学童の家」（13カ所）や「児童館」（3カ所）で遊びや生活の場を提供します。利用料は月額4,000円（小学1年生は6,000円）です。

■問い合わせ 市こども課（☎68-9084）



就学前の乳幼児・保護者の交流に

地域子育て支援拠点

就学前の乳幼児と保護者を対象に、子ども同士、親同士の交流を深める場として「子育て支援センター」と「つどいの広場」を開設しています。毎月1日号の広報みやこで催しを紹介。田老・新里・川井では「出前ひろば」を実施しています。

■問い合わせ 市こども課（☎68-9084）



いわてモバイルメールに登録で

毎月届く子育て情報

岩手県が配信する「いわてモバイルメール」から、宮古市の子育て支援情報を毎月25日に受け取ることができます。下記のQRコードからサイトにアクセスし、登録してください。

■問い合わせ 市こども課（☎68-9084）



応援します

保育士の再就職を応援！
民間保育施設の保育士確保のため

「民間保育士再就職支援補助」



保育士の資格を持っている人（潜在的保育士）が、2カ月以上の離職期間を経て市内の民間保育施設などに就業する場合、支援金を給付します。

- 対象 常勤雇用で5年以上勤務見込みである人
- 補助金 就業時に10万円を支給。就業後の4年間は1年ごとに2万円を補助。
- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

子どもの保育料負担を支援！
2人目は半額、3人目は無料

人数で増える保育料を軽減



子育ての経済的負担を軽減するため、市では、2人目以降の子どもの保育料を減額しています。

- 対象となる保育施設 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所
- 概要 生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、2人目の子の保育料を半額、3人目以降を無料とする（児童館と小国保育所については同時入所が前提条件となる）。
- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）

国民健康保険税の支払いを支援！
子ども1人目から均等割額を免除

国保税子どもの均等割減免



国民健康保険に加入中の世帯で、被保険者に子どもがいる場合は、子どもにかかる均等割額を減免します。申請手続きは不要です。7月に送付される国民健康保険税納税通知書は、減免後の課税額が通知されます。

- 減免の対象者 18歳以下の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者）
- 減免の内容 対象者の均等割額（低所得世帯の場合は軽減後の額）を全額免除
- 問い合わせ 国保税課税額については市税務課（☎68-9072）、国民健康保険制度については市総合窓口課（☎68-9075）

乳幼児等の医療費を支援！
8月診療分から小学生も現物給付

医療機関窓口での支払いが不要となる「現物給付」の対象拡大



市では、一定の要件を満たす人の医療費負担を減らすために医療給付事業を行っています。通常は償還払い方式（支払った分をあとから口座に振り込み）で給付していますが、病院窓口での支払いが不要となる「現物給付」方式を乳幼児・妊産婦（一部自己負担あり）に加え、8月診療分から小学生まで対象拡大。

- 問い合わせ 市総合窓口課（☎68-9076）



一時的保育

保護者が病気にかかったときなど家庭での保育が一時的に困難になった場合に、半日単位で利用できます。利用料は1日最大2,000円。

- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）



病後児保育

子どもが病気の回復期であるため集団保育が難しく、かつ、保護者が仕事などのため昼間の保育が難しい場合、小山田保育所で一時的に子どもを預かることができます。利用料は1日最大2,000円です。

- 問い合わせ 市こども課（☎68-9084）



健康寿命延伸の取り組みを応援！
社会参加と交流を推進する

「通いの場」の支援と
シルバーリハビリ体操教室

高齢者ができるだけ長く、住み慣れた地域の中で、自立した生活を送るためには、「週1回の運動」と「社会参加と交流」が重要と言われていることから、「通いの場」の立ち上げ支援を行っています。

●「通いの場」の現状 市内には約130カ所以上の「通いの場」があり、地域の皆さんがリーダーを中心に運営。運動を行う「通いの場」もあれば、お茶やおしゃべりを楽しむ会、手芸などの作品作りを行う会などさまざま。

●「通いの場」の活動支援 市は、介護予防指導員の派遣などにより、活動の立ち上げや継続的な取り組みを支援している。活動の中心となるリーダーの研修会を行い、活動をサポートしている。

●シルバーリハビリ体操教室 「通いの場」の一つ。市内9地区で自主運営されていて、約600人が会員登録して週1回程度、適度な運動を楽しんでいる。シルバーリハビリ体操の指導者は概ね60歳以上の人で、市内には3級指導者、2級指導者を合わせて43人いる。市では体操指導者の養成にも取り組んでいる。

●問い合わせ 市介護保険課地域包括支援センター（☎68-9086）

不妊に悩む人を支援！
治療代を年間100万円まで助成

「特定不妊治療費助成事業」



不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用を助成します。

●対象 岩手県の実施する『不妊に悩む方への特定治療支援事業』による助成金の交付を受け、宮古市に住所を有する夫婦

●助成額 助成対象事業に要した医療費から県助成金を差し引いた額。年間100万円まで。

●問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

小児眼疾患の早期発見に対応！
精度の高い検査のために

視覚機能検査機器を導入

視力の発達を妨げる病気である斜視・弱視などは、できるだけ早く発見し、治療を開始することが大切です。3歳児健康診査の際に、導入した視覚機能検査機器でより精度の高い検査を行うことで、小児眼疾患の早期発見・早期治療につなげます。

●問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

未熟児養育医療を
給付

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育が必要な乳児（1歳未満）に対して、医療費の一部を給付します。

■問い合わせ 市健康課（☎64-0111）



妊娠前の風しん予
防接種に助成

妊娠中の女性が風しんに感染すると、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しん抗体価検査と予防接種にかかった費用の全額を助成します。

■問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

応援します

聴覚障がいの早期発見を支援！
検査費用を全額助成

「新生児聴覚検査費助成事業」



生まれつき耳の聞こえにくい子ども（先天性難聴）は、新生児 1000 人に対し 1～2 人いると言われています。早期に適切な治療や援助をしてあげることが子どもの言葉や心の発達のためにためにとても大切です。新生児の受診率 100% を目指し、母子手帳の交付時に受診を呼び掛けています。

●助成内容 新生児聴覚検査にかかる初回検査と確認検査に必要な費用の全額を助成

●問い合わせ 市健康課（☎ 64 - 0111）

出産後の心身の健康づくりを応援！
健康な体で子育てするために健康診査を受けましょう

「産婦健康診査費用助成事業」



今年 4 月から新しく始めた助成事業です。安心して妊娠・出産・子育てのできる環境を整えるため、産前・産後サポート事業及び産後ケアの充実を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整えます。

●対象 市内に住み、今年 4 月 1 日以降に出産した女性

●助成回数 2 回（1 回目＝出産後 5 日から 21 日までのとき、2 回目＝出産後 22 日から 56 日までのとき）

●助成額 1 回あたり最大 5,000 円を助成。県外の医療機関で産婦健診を受診する場合は、いったん全額支払い後、産後 1 年以内に領収書などを持参して償還払いの申請手続きが必要。

●問い合わせ 市健康課（☎ 64 - 0111）

健康管理を支援！
早期発見のための受診料を助成
人間ドックの受診費用助成

人間ドック受診料から他の助成額を除いた額の 2 分の 1 を助成します。対象は、今年度 40 歳に到達する市民から受診時年齢 74 歳までの市民です。

●助成上限額 国保加入者は 23,000 円、国保加入者以外の方は 17,000 円

●問い合わせ 市健康課（☎ 64 - 0111）

肺炎予防を支援！
1 人 1 回まで予防接種費用を助成
高齢者肺炎球菌予防接種費用に助成金



成人がかかる肺炎の原因菌としては「肺炎球菌」が一番多いと言われています。高齢者は特に、肺炎球菌による肺炎を予防することが重要です。市では予防接種費用を助成しています。

●対象者 国の予防接種法に基づく「定期接種対象者」以外の高齢者

●問い合わせ 市健康課（☎ 64 - 0111）

認知症を正しく理解し早期発見することで適切な治療や社会的な支援を

認知症になっても安心して暮らせる地域に

認知症は誰にでも起こり得る病気です。自覚症状がないことも多いため、早期発見には家族や周囲の人の気付きが必要です。

加齢による物忘れと認知症による物忘れは異なります。認知症によるもの忘れは、日常生活に支障が出るものがほとんどです。身近な人が認

知症かもしれないと思ったら、最寄りの地域包括支援センターに相談してください。

市では認知症サポーターの養成や認知症介護家族のつどいなどを行っています。

■問い合わせ 市介護保険課地域包括支援センター（☎ 68 - 9086）

一人暮らしのお年寄りに

「安心キット」で備え

救急情報シートに緊急連絡先やかかりつけ医療機関、治療中の病気などを書き、筒状容器に入れます。これが「安心キット」で、保管先は冷蔵庫とします。救急隊が駆け付けたときの円滑な救急医療につなげます。

■問い合わせ 市介護保険課いきいきライフ推進室（☎ 68 - 9126）

仕事・産業振興を

U・Iターンする若者を支援！
地元就職した人に奨励金を支給
「新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金」



市内の若年者の雇用及び地元への定着促進、U・Iターン及び移住・定住促進のため、市内の企業や事業所に就職し、12カ月間継続雇用された高卒者・大卒者・Uターン者・Iターン者などに奨励金を交付します。

- 対象 新規高卒者、大卒者、Uターン者、Iターン者など
- 支給額 1人につき10万円（1人1回限り）
- 支給要件 12カ月間継続して就業すること
- 問い合わせ 市産業支援センター（☎68-9092）

離職者の就業を支援！
宮古職業訓練協会が行う訓練を修了し資格取得に要した費用を助成
「離職者資格取得支援補助金」

離職者の就業支援と生活の安定を図るため、宮古職業訓練協会実施の離職者を対象とした職業訓練課程における資格または免許の取得に係る受検料等の費用に対し、補助します。

- 対象者 ①宮古市に住所のある人 ②求職者等であること
- ③宮古職業訓練協会が実施する訓練を修了し資格または免許を取得していること（1人につき各年度1回限り）
- 補助率 資格取得費用の3分の2。上限額は20万円。
- 問い合わせ 市産業支援センター（☎68-9067）

第一次産業の担い手を応援！
農林水産業の就業希望者に助成金
①新規就業希望者研修支援
◆農業◆林業◆漁業



第一次産業の担い手不足の解消のため、新規就業希望者が受ける研修費用の助成、住居費の補助を行っています。

- 対象 60歳までの新規就業希望者（漁業は受け入れ経営体が属する漁業協同組合）
- 研修助成金 月額12万5000円
- 住居費補助 家賃月額の2分の1（上限3万円）
- 支援期間 最長2年間
- 問い合わせ 市農林課（農業☎68-9094、林業☎68-9097）、市水産課（☎68-9099）

第一次産業の担い手を応援！
農林業の研修受け入れに助成金
②研修生受け入れ支援
◆農業◆林業



●対象 新規就業希望者（自らの後継者を除く）の研修を6カ月間以上受け入れる農家・林家。新規労働者を6カ月以上雇用する農業法人等も対象。

- 支給額 月額3万円
- 支援期間 最長2年間
- 問い合わせ 市農林課（農業☎68-9094、林業☎68-9097）

上水道の未整備地区が対象

飲用水簡易供給施設整備に2分の1補助

上水道の未整備地区において、地区住民が共同で飲用水簡易供給施設の整備を行う場合に、その経費に補助するのが「飲用水簡易供給施設整備事業費補助金」。貯水池の整備、取水ポンプの整備、滅菌装置の設置などが一例として挙げられます。
対象となるのは、上水道が整備さ

れていない地区で、給水人口がおおむね20人以上または給水世帯がおおむね5世帯以上のケース。補助率は経費の2分の1。ただし、上限額は300万円です。事務所や倉庫、門などの整備は対象となりません。
■問い合わせ 上下水道部生活排水課（☎63-1115）

J R山田線回数券購入者に

地域通貨で還元

J R山田線の利用促進の一環で、回数券を購入した人に対し、申請により、地域通貨リアスを支給し、運賃を助成しています。地域通貨リアスは市内約300店で買い物などに利用できます。
■問い合わせ 市企画課（☎68-9064）



応援します

第一次産業の担い手を応援！
体験者受け入れに支援金

③インターンシップ受け入れ支援 ◆農業◆林業◆漁業

- 対象 農業体験者を受け入れる農家、林業体験者を受け入れる林家、漁業体験者を受け入れる漁業協同組合
- 支援額 体験者1人の受け入れにつき日額5,000円
- 問い合わせ 市農林課（農業☎68-9094、林業☎68-9097）、市水産課（☎68-9099）

第一次産業の担い手を応援！
経営に必要となる設備等の導入費用の3分の2を助成

④新規就業者施設等整備支援 ◆農業◆林業◆漁業

- 対象 新規就業して3年以内の人（漁業の場合は経営者が属する漁業協同組合）
- 助成額 経営に必要となる施設・機械等の導入費用の3分の2に相当する金額（上限100万円。交付は1回限り）
- 問い合わせ 市農林課（農業☎68-9094、林業☎68-9097）、市水産課（☎68-9099）

地場産業を支える人を応援！
金型コネクター産業への就業を目指す人に補助

「金型技術者育成補助金」

- 対象 県立宮古高等技術専門校金型技術科（1年課程）を卒業し、市内に住む人で、宮古公共職業安定所管内の金型関連企業に就職した人など
- 補助額 入校料と授業料（年額）を合算した額の2分の1
- 問い合わせ 市産業支援センター（☎68-9092）



耕作放棄地解消を支援！
深耕、整地などの費用に補助

「耕作放棄地解消事業費補助金」



- 対象 農地の有効活用のため耕作放棄地解消の費用に補助します。
- 対象経費 耕作放棄地解消に係る障害物除去、深耕、整地、土壌改良等の作業に要する経費
- 補助額 対象経費の2分の1（10a当たり10万円を限度）
- 問い合わせ 市農林課（☎68-9094）

農作物の被害防止対策を支援！
侵入防止柵などの購入費を補助

「有害鳥獣被害防止対策事業費補助金」



- 対象者 市に住所を有する農業者または農業者が組織する団体
- 補助率 購入経費の3分の2
- 問い合わせ 市農林課（☎68-9094）



勤労者融資制度

勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に生活資金や教育資金の融資を行っています。

- 問い合わせ 市産業支援センター（☎68-9067）



木質バイオマスストーブ設置補助金

木質バイオマスエネルギーの普及促進のため、木質バイオマスストーブ（ペレットストーブ及び薪ストーブ）の設置に補助します。補助率は3分の1。上限は10万円です。

- 問い合わせ 市農林課（☎68-9097）



地域の活動拠点の整備を支援！
地域が取得し管理・運営する集会施設の整備を補助

「地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金」



地域課題の解決や地域の融和、連帯感の醸成のため、地域自治組織の活動拠点となる集会施設の整備に要する経費の一部を補助します。

※市や県で建設した施設を集会施設として利用している場合は補助対象とはなりません。

- 対象となる工事など 新築工事、一般改修工事、バリアフリー化工事、既存施設買い取り、水洗化工事、備品購入など
- 対象外の経費 土地の購入や借用に要する経費、既存建物の解体・移転の経費、外構工事や造成工事に要する経費など
- 補助率 「4分の3」～「2分の1」
- 問い合わせ 市環境生活課 (☎ 68 - 9080)

地域自らの活動を支援！
自発的で公益的な事業に補助

「地域力向上支援補助金」



地域コミュニティの充実、市民活動への参加の促進、協働の担い手の育成を図るため、町内会や自治会などの地域自治組織や市民活動団体が自発的かつ公益的に行う事業に補助します。

詳しくは、ホームページでご覧いただくか、電話でお問い合わせください。

- 補助率 10分の10（事業ごとに上限額あり）
- 問い合わせ 市環境生活課 (☎ 68 - 9080)

独身男女の出会いを応援！
出会いと交流のイベント費に助成

「出合いづくり支援補助金」

市内で結婚して暮らすことを望む独身男女に出会いと交流の場を提供するイベントにかかる経費を助成します。



- 補助率 10分の10（補助上限額は20万円）
- 問い合わせ 市企画課地域創生推進室 (☎ 65 - 7056)

新婚世帯を応援！
家賃や引っ越し代を補助します

「結婚新生活支援事業補助金」



婚姻して1年以内の夫婦の所得が一定基準以下のとき、新生活に向けた住居費や引っ越し費用を助成します。

- 対象 婚姻日における夫婦の双方の年齢が34歳以下であること、世帯の所得の合計が340万円未満であること、など
- 対象経費 ①住居費＝婚姻を機に住宅を購入し、または賃借して居住する際に要した経費、②引っ越し費用＝引っ越し業者に支払った引っ越し費用
- 補助額 上限額30万円（住居費と引っ越し費用の合算額）
- 問い合わせ 市企画課地域創生推進室 (☎ 65 - 7056)

私道等整備補助

私道などについて、舗装工事または側溝工事などをする場合に、200万円を上限額として工事費の一部を補助します。補助率は、法定外公共物（赤線）や法定外公共物を含む私道の整備の場合は4分の3、私道のみの場合は2分の1です。

■問い合わせ 市建設課 (☎ 68 - 9102)




木造住宅の耐震改修工事に補助金

耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要と認められた住宅の改修工事を行う場合に、その耐震改修工事費用の一部を補助します。補助率は2分の1。上限は617,000円です。このほかに耐震診断事業や家具転倒防止器具取付補助事業もあります。

■問い合わせ 市建築住宅課 (☎ 68 - 9129)



空き家の有効活用を支援！
リフォームに要した経費を助成
あきや
「空家等リフォーム補助金」



- 空家等のリフォームに掛かった経費の一部を補助します。
- 対象 空家バンクに登録された空家等の所有者、購入者、賃借者のいずれかで、リフォームを行う者
 - 対象となる経費 住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、設備改善等に伴う工事に要する経費
 - 補助率 2分の1（上限額は30万円。U・Iターン者の場合は50万円）
 - 問い合わせ 市企画課地域創生推進室（☎65-7056）

住宅建築に地域材利用を応援！
家を建てるなら宮古地域の木材で
「地域木材利用住宅推進補助金」



- 対象 市内に新築・増築する専用住宅及び店舗等との併用住宅（増築や併用住宅では住居用面積が2分の1以上を占めること）、全体の80%以上かつ10立方メートル以上に地域材を使用のこと、地域材の2分の1以上は市内で伐採された木材であること
- 補助額 1棟当たり30万円（被災者の場合は最大70万円を加算）
- 問い合わせ 市農林課（☎68-9097）

環境負荷減らす取り組みを応援！
太陽光発電システム導入費を助成
「住宅用太陽光発電システム導入費補助金」



- 環境負荷の少ない持続可能な地域社会の実現と地球温暖化防止対策のため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に、設置費用の一部を補助します。
- 補助額 1kW当たり5万円（上限は20万円）
 - 問い合わせ 市環境生活課（☎68-9079）

ごみ減量化の取り組みを応援！
生ごみ処理機購入費を助成
「生ごみ処理機購入費補助金」



- 一般家庭から排出される可燃ごみの減量化のため、生ごみ処理機（容器）を購入した市民に購入費用の一部を補助します。
- 補助率 購入金額の2分の1（上限は3万円）
 - 問い合わせ 市環境生活課（☎68-9078）

自主防災組織の活動を支援！
災害に強い地域づくりを補助
「自主防災組織育成強化支援補助金」



- 災害時の被害を最小限にとどめる地域ぐるみの防災活動のため、日頃からの組織的な防災活動を支援します。
- 対象となる経費 自主防災組織が行う避難訓練や避難路、避難場所を自主的に維持・管理するために必要な経費など
 - 補助額 補助対象経費の全額（最大10万円）
 - 問い合わせ 市危機管理課（☎68-9111）

応援します

あなたの生涯学習を応援します

まちづくりふれあい講座と講師派遣事業

まちづくりふれあい講座は、市の職員などが講師となって市民の皆さんのところに出向き、行政のしくみや、市の事業や施策などについてお話しする講座です。講座の数は70以上。希望する講座を選んで5人以上のグループで申し込んでください。パンフレットと申込書を市役所1階

フロア、各総合事務所、各出張所に置いています。

講師派遣事業は、生涯学習活動に自発的に取り組む5人以上のグループに、指導者を講師として派遣します。講師謝礼金は市が負担します。

- 問い合わせ 市教育委員会生涯学習課（☎68-9119）



コンビニ交付サービス

休日も証明書取得可

マイナンバーカード（顔写真付き個人番号カード）を所有している人は、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得課税証明書を近くのコンビニエンスストアで取得できます。利用できる時間帯は6:30～23:00。

- 問い合わせ 市総合窓口課（☎68-9077）

